

3. 8. 30  
164

として、自分から銭の兄弟を官憲の手に渡さず、今猶何事か救済手段を講じた。

(四) 今迄多くの我々の兄弟は會社の設備不完全と過勞勞働を要し、或は重傷を負ひ、或は感電即死した。たか之が爲に未分前一回でも資本家が捕らえた事があったか。人を殺しても資本家は安全だ。機械は一寸砂が這入るといふたといふので我々の労働者はかゝる惨逆な迫害を受ける。

更よ！今日一切の法律、一切の権力はあけて資本家を擁護し労働者を迫害する機関となつてゐる。此(實を)かゝる労働者の利益を守るものは我々の労働者だ。此労働者の團結力だ。團結の力をあつて労働場に於て實際に發揮する行動だ。最早我々は躊躇すべき時でない。

(五) かる見物から同軍各分會は田端發電所の兄弟解放運動を今後非負を以て大衆的に捲き上げ

① 一斉に取場大會を開き此の事を、意義を全員に徹底せしめ解放運動敢行の決議をなし直ちに実行委員を數多奉ぐる事(取場大會を開き得ぬときは之に代る方法として全員の決議をなすこと) ② 此の運動の主要スローガンは次り如くである。

(イ) 田端被監禁者を即時解放せよ (ロ) 監禁中は欠勤とせぬこと、又別に慰謝料を出せ。

(ハ) 犠牲者を即時復職せしめよ (ニ) 待遇の即時改善 (三) 勤続賞に三月の退職金並に増歩の金額を納入し、八時間三交替制、即時実施 (四) 今後鐵道は絶体にはせぬと聲明せよ

⑤ 此の向題を中心に未組織殊に変電所員をアゲし組織すること。本部より概らう衆行を大衆的に散布し、今時に宣傳とアチを行ふこと ⑥ 各地区より分會では出来る又声明書、決議等と印刷して發行すること ⑦ 交渉は一、分社には今迄の交渉に合流して行ふこと 二、更に代表と選んで警視廳に交渉すること。(此の項に就ては更に本部より指令するであらう) 以上

労務秘第一〇一號

昭和三年八月廿九日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿

社會局長 官殿

北海道京都大阪神奈川兵庫

愛知靜岡福島新潟千葉茨城

長野群馬馬場木崎玉山梨

各廳 府縣長官 殿

關東電氣労働組合ノ爭議計畫ニ關スル件

(第十七報)